

種別A 平成19年度千葉県NPOパワーアップ補助金募集要項

この補助金は、NPOが自ら行う組織基盤強化を図る取組みや、地域への浸透や連携に向けた取組みなど、NPO自らが力量を向上する行為を奨励することで、県内NPOの自立促進とNPO活動のさらなる発展を目指すものです。

設立後3年未満の団体が応募できます。

その他資格要件等がありますので、この要項に沿ってご応募ください。

どのようなものに補助されるのかなど、よくあるご質問を**Q&A**としてまとめましたのでご覧ください。

補助金の応募書類は、千葉県NPO情報ネット(<http://www.chiba-npo.jp>)からダウンロードできます。

応募期間 平成19年4月5日(木)～5月15日(火)

対象経費・採択予定数・応募要件等

対象となる経費	<p>補助金の交付が決定した日(平成19年7月中の予定)から平成20年2月29日までの期間に支出される経費</p> <p>NPOの組織運営の充実を図ることを目的に、団体が行う人材育成などの組織基盤強化の取り組みに必要な費用</p>
補助率 補助金上限額 採択予定数	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率…4分の3 ・上限…1団体20万円 ・採択予定数…20団体程度
対象団体の要件	<p>次の全ての要件に該当する団体とします。</p> <p>(1)平成19年4月1日現在で、設立後3年未満の団体。ただし、直近の決算書の提出が必要になりますので、主に活動実績1年以上の団体が対象です。 なお、平成18年度NPOパワーアップ補助金の交付を受けた団体は対象とはなりません。</p> <p>(2)市民が主体となって、継続的、自発的に地域社会に役立つ活動を行う、営利を目的としない団体(法人格の有無は問いません)。 ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする活動、特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする活動、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的とする団体は除きます。</p> <p>(3)主たる活動の区域が県内にあること。</p> <p>(4)団体の事務を行う場所を県内に有すること。</p> <p>(5)定款又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理を行っていること。</p>

補助事業の流れ

募集要項・応募用紙の配布開始	平成19年3月下旬	募集要項の配布場所 千葉県NPOパートナーシップオフィス、 市民活動支援センター
応募期間	平成19年4月5日(木) ↓ 平成19年5月15日(火) 午後5時必着	※応募用紙は、千葉県NPO情報ネットからダウンロード できます。(http://www.chiba-npo.jp)
審査	平成19年6月中 ↓	提出された書類に基づいて、審査会において補助金を交付 する団体を選考します。 (事務局による要件審査、1次審査、2次審査) 審査結果は、応募された全ての団体に郵送で通知します。
交付申請書の提出	審査結果通知後	審査で選考された団体が、審査会からの指摘事項などを修 正し、補助金交付申請書を提出します。
交付決定・交付説明会	平成19年7月中 ↓	選考された団体に対し、交付決定を行います。また、併せ て交付説明会を行います。
概算払い	平成19年7月～9月 ↓	請求のあった団体について、補助金額の半額まで先払い(概 算払い)を行います。 ※P4「概算払請求」参照
事業実施期間	交付決定の日 (平成19年7月中) ↓ 平成20年2月29日 ↓	事業・活動計画書に沿って事業を実施していただきます。
実績報告書の提出	平成20年3月10日 ↓	補助事業が完了してから20日以内、若しくは、平成20年 3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してく ださい。
額の確定	(平成20年3月中) ↓	補助金が適正に執行されたかを確認し、補助金の交付額を 再計算します。
精算払い	額の確定後	補助金の支払いを行います。

応募期間と応募方法

(1) 応募期間

平成19年4月5日(木)～5月15日(火) 午後5時必着

(2) 応募書類

1. NPOパワーアップ補助金応募書
2. 活動・事業計画書
3. 補助事業の収支予算書
4. 団体概要
5. 定款又は規約等 (A4版 書式は自由)
6. 役員名簿 (A4版 書式は自由)
7. 直近の事業報告書 (A4版 書式は自由)
8. 直近の決算書 (A4版 書式は自由)
9. その他必要書類 (パンフレット・会報などの団体資料がありましたら同封してください)

※ **提出していただいた書類や団体資料等はお返ししませんので、必ずコピーを取っておいて下さい。**

(3) 応募書類提出先

※ **ファックスやEメールでの応募は受理いたしません。**

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 NPO活動推進課NPO事業室

NPOパワーアップ補助金担当あて

審査

補助金の交付対象団体については、下記の審査基準を踏まえ、総合的に審査します。

なお、審査は事務局による要件審査（応募要件や必要書類の確認）を経て、NPOに関する有識者等で構成する「NPOパワーアップ補助金事業審査会」が行います。

(1) 要件審査

審査会事務局による応募要件・必要書類の確認

※ 書類に不備の無いよう、チェックシートでご確認ください。

(2) 1次審査

書類審査により、2次審査にすすむ団体の選定を行います。

※ 応募団体へのヒアリング等を行う場合があります。

(3) 2次審査

応募書類に基づき、審査委員が審議を行い、交付対象団体を選考します。

審査基準

- ア 組織運営上の課題を把握し、取り組むべき優先順位を認識しているか。
 イ 課題の打開に向けた方策（取り組むべき内容と方法等）が明確になっているか。
 ウ 補助金を受けて実施する取組みが時宜を得たものであり、今後の組織の発展にとって役立つものであるか。

- 審査結果については、平成19年6月下旬頃に通知します。
- 審査を通過し、審査会からの指摘事項がある団体は内容及び金額の修正を行っていただく場合があります。
- 補助金の交付決定は、選考後に別途提出していただく補助金交付申請書を県が受理し、所定の手続きを経て県が発行する「NPOパワーアップ補助金の交付通知」（交付決定通知）をもって行います。

補助金の支払いまでの手続き

● 通常の支払いの手続き

補助金は原則として、団体が事業の実績を県に提出し、県が事業の完了を認めた後に交付します。

交付額は、補助事業完了後団体から提出された実績報告書を受け、県がその内容を確認した後、精算（補助金として適正に使用された金額を確定する作業）を行い、適正と認められた金額とします。

種別A

●概算払請求

事業開始後、**概算払請求**があった場合には、補助金額の半額まで（千円未満切捨て）を交付することができます。

概算払を行った場合、残りの額については、補助事業完了後団体から提出された実績報告書を受け、県がその内容を確認した後、精算（補助金として適正に使用された金額を確定する作業）を行い、適正と認められた残金を支払い（又は残額の返金）します。

概算払請求に関する交付の条件、請求の時期及び提出書類については交付対象団体あてに通知いたします。

●支払い方法

補助金は銀行振込により交付します。

報告等について

- 対象となる活動が終了してから20日以内、若しくは平成19年3月10日のいずれか早い日までに次の書類を提出していただきます。
 - ①実績報告書
 - ②成果報告書
 - ③収支決算書
 - ④対象経費の支出が分かる帳簿等の写し
 - ⑤事業に関連する写真・資料等
- 補助事業期間中に状況確認書を提出していただきます。
- また、必要に応じてNPO活動推進課の職員が補助事業の遂行状況や事業の成果について、現地での調査を行う場合があるので、ご協力ください。
- 交付対象団体については、県が実施する講座等で、補助事業の実施状況や事業成果について発表していただく場合があります。

情報公開・情報提供

- この事業の「公正性」、「透明性」を確保するため、応募状況、審査結果及び補助事業の成果等については、その都度、Webサイトなどにより公表いたします。
- 提出された応募書類や団体資料等は、原則として情報公開の対象となりますので、支障がある場合は事前にお申し出ください。
- 交付対象となった団体の補助金交付申請書、実績報告書等は、千葉県NPOパートナーシップオフィスで公開します。
- 交付対象団体においても、活動状況等について積極的な情報提供をお願いします。

その他お問い合わせ先

千葉県環境生活部 NPO活動推進課 NPO事業室（NPOパワーアップ補助金担当）
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-4133 FAX 043-221-5858
E-mail npo-zigyou@mz.pref.chiba.lg.jp

この要項は、千葉県NPOパートナーシップオフィス、市民活動支援センターに備え置いてあるほか、千葉県NPO情報ネット(<http://www.chiba-npo.jp>)からダウンロードできます。